

伊香具地区防災計画策定事業に取り組んでいます。

「地区防災計画とは」



地域の住民が行う自発的な防災活動等について策定する計画です。

自分たちの地域の人命と財産を守るために、主に共助(助け合い)について定めた計画のことをいいます。大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

一方で従来、地域防災力向上のため活躍してきた消防団、自主防災組織等は、少子高齢化等社会の変化に伴い活動が伸び悩む等の問題が発生しています。

そこでこのような状況を踏まえ、地域コミュニティにおける共助の防災活動を強化する必要があります。

平成25年の災害対策基本法の改正で地域コミュニティにおける「共助」を推進するために制度が創設されました。

地区防災計画の策定により住民一人ひとりの防災意識や地域住民間の共助の意識を向上させるとともに、自主防災組織をパワーアップすることが目的です。

大規模災害が発生すると行政の救助活動が広域になり、被害が甚大な地域に救助が集中します。

そうすると、いくら待っても消防や救助隊がきません。手一杯の行政の救助を待っている訳にはいきません。そこで自分たちの地域・命は自分たちで守ることが必要になってきます。

いざ、災害が発生した時に機能的に的確に即座に対応できる地域組織体制が求められます。

そのために伊香具全体の防災計画をしっかりと作らなくてはなりません。

その計画作成を専門家などのアドバイスや行政の支援を受けて地域の皆さんが主体となって実施して行きます。

地区防災計画策定支援事業 取組参加の経緯

- | | |
|----------|--|
| 令和5年6月8日 | 長浜市役所において滋賀県より地区防災計画策定支援事業についての説明。 |
| 同 6月24日 | 北布施集会所 三役役員会 この事業に参加することを進めることが承認される。 |
| 同 7月16日 | 赤尾集会所 自治会長・三役役員 長浜市防災危機管理局安原氏よりの説明。
伊香具地区が当該事業に参加することを決議。 |
| 同 9月18日 | 伊香具小学校体育館 第1回目の地区防災計画策定講座開催 笠原氏。 |
| 同 10月22日 | 伊香具小学校体育館 防災訓練を計画策定の防災マップ作成にあてる。
長浜市防災危機管理局等の指導で各自治会役員による「まちあるき」実施。 |
| 同 11月15日 | 大音集会所 長浜市防災危機管理局のパソコンで防災マップ作成 の指導 |
| 同 12月 3日 | 赤尾集会所 第2回目の地区防災計画策定講座 講師は防災士の笠原氏。 |

安心・安全 ええとこやなあ 伊香具
みんなで作っていきましょう!

地区防災計画策定支援事業 について



滋賀県防災危機管理局

9月18日(敬老の日)第1回地区防災計画策定の講座が開催される



伊香具体育館で午前10時より開催され約60人の参加でした。滋賀県・長浜市の行政の方含むと70人来ていただきました。中には大津や彦根市からの防災士の方も受講。滋賀県では高島市に続きの参加。

伊香具地区地域づくり協議会会長 三家有幾生赤尾自治会長の開会の挨拶

<要旨>

当地区は山を背にした箇所が多く土砂災害発生を主に洪水被害も想定に入れての伊香具地区全体の防災計画を作っていきます。皆で考え、意見をだし計画作成します。完成したら実際に合同避難訓練を行い問題点・改善箇所の修正をして実効性のあるものにします。



滋賀県防災士会滋賀支部 副会長 笠原 恒夫先生の講義

<プロフィール>

防災に関する講習会では800回以上の実施経験をお持ちで数多くの役職をお持ちで滋賀県内の防災・減災活動に大変尽力されています。

計画作成の事業説明や防災クイズなどをしていただきました。

10月22日(日) 定例の防災訓練に代わり伊香具地区防災計画策定の講座が開催



伊香具体育館にて13時30分より15時過ぎまで一般の部が開催される。57名の参加でした。有難うございます。まず、三家家長より防災訓練を防災計画策定の取組に変更する意味、伊香具地区の安全・安心のためにはこの取組が必要であることの開催の挨拶がありました。



いつもお世話になっている長浜市防災危機管理局の安原氏

A3の用紙にポイント記入・色付けの作業をして各自治会ごとの防災マップを作成しました。

警戒レベル・避難情報について、土砂災害の警戒情報、各自治会の警戒区域と浸水想定防災マップ作成についてお話しいただきました。



自治会ごとにわかれての防災マップ作成

講座終了後、自治会役員と市の方とのまちあるき

地区防災計画アンケートについて 訂正とお詫び

アンケートにご協力大変ありがとうございました。

設問内容に誤りがありました。

①と②で「避難勧告」の意味をわかっていましたか？

「避難勧告」の発令での伝達の経路や方法を

知っていますか？ の問がありましたが

これは誤りでした。令和3年までの資料を使い

ました。

令和3年度5月より「避難勧告」は廃止に

なっております。

正しくは右表になります。訂正してお詫びいたします。

新しい警戒レベル(2021年5月21日より)

「避難勧告」については令和3年5月20日に廃止になっております。

警戒レベル5 緊急安全確保

警戒レベル4までに必ず避難する！

警戒レベル4 避難指示

警戒レベル3 高齢者等避難

警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)

警戒レベル1 早期注意情報 (気象庁)